明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたフランス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**経済産業**二八三）　一

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の紋章を指定した件（**同**二八四）　二

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスペインの記章を指定した件（**同**二八五）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ広域知的財産機関の標章を指定した件（**同**二八六）　三

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたベネルックス知的財産機構の標章を指定した件（**同**二八七）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際的なコスパス・サーサット計画の標章を指定した件（**同**二八八）

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件（**経済産業・環境**一二）　四

〔**官庁報告**〕

産業

日本工業規格（経済産業省、国土交通省）　九

標準仕様書（ＴＳ）の継続について（経済産業省）　一〇

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　二

地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四

会社その他

会社決算公告　四

告示

○経済産業省告示第二百八十三号

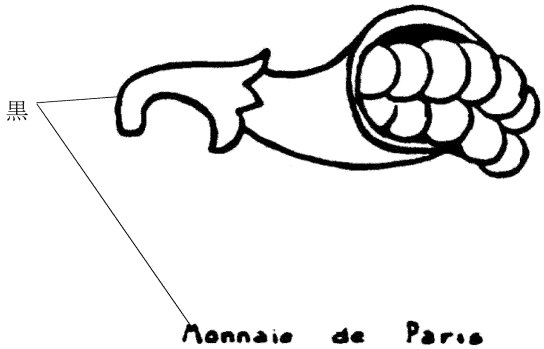
商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたフランス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十四年経済産業省告示第九十一号（フランス共和国が用いる監督用及び証明用の印章を指定する件）及び平成二十八年経済産業省告示第百八十八号（フランス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定する件）は廃止する。

平成二十九年十二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一



貨幣

二



原産地呼称の利益を有する農産品及び食品（ワインを除く）